

◎佐賀県条例第3号

佐賀県情報公開条例及び佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例  
(佐賀県情報公開条例の一部改正)

第1条 佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第6条 実施機関は、前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「<u>非開示情報</u>」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) <u>法令又は他の条例(以下「法令等」という。)</u>の定めるところにより、<u>開示することができない情報</u></p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、<u>開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの</u>。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア <u>法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報</u></p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第6条 実施機関は、前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「<u>不開示情報</u>」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、<u>公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</u>。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア <u>法令又は他の条例(以下「法令等」という。)</u>の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている</p>

改正前	改正後
<p><u>イ</u> 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p><u>ウ</u> 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、<u>開示する</u>ことが必要であると認められる情報</p> <p><u>エ</u> 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、<u>土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）、第24条第1項に規定する法人等及び第25条第1項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。）</u>である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p><u>オ</u> 略</p>	<p><u>情報</u></p> <p><u>イ</u> 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、<u>公にする</u>ことが必要であると認められる情報</p> <p><u>ウ</u> 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人<u>及び</u>土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p><u>エ</u> 略</p> <p>(2) <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの及び実施機関の要請を受けて公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある著しい支障から人の財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 県の機関等との契約又は当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る公文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(4) 県の機関等と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が</p>	<p><u>この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び県の機関等との契約又は当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る公文書に用いられた情報（氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあっては、その代表者の氏名に限る。）を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、</p>

改正前	改正後
<p><u>設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等（以下「国等」という。）との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県の機関等と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</u></p> <p><u>(5) 県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</u></p> <p><u>(6) 県の機関等又は国等が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</u></p>	<p><u>刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p> <p><u>(5) 県の機関等、国、独立行政法人等、地方公共団体（県の機関を除く。）及び地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>(6) 県の機関等、国、独立行政法人等、地方公共団体（県の機関を除く。イにおいて同じ。）又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。イにおいて同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県の機関等、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不</u></p>

改正前	改正後
<p>(7) <u>国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの</u></p> <p>(8) <u>開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報</u></p> <p>(9) <u>開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</u> (公文書の部分開示)</p> <p><b>第7条</b> 実施機関は、開示請求に係る公文書に、<u>非開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができる</u>ときは、前条の規定にかかわらず、<u>非開示情報</u>に係る部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p><b>第9条</b> 実施機関は、開示請求に係る公文書に<u>非開示情報</u>（第6条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p>	<p><u>当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>(公文書の部分開示)</p> <p><b>第7条</b> 実施機関は、開示請求に係る公文書に、<u>不開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができる</u>ときは、前条の規定にかかわらず、<u>不開示情報</u>に係る部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p><b>第9条</b> 実施機関は、開示請求に係る公文書に<u>不開示情報</u>（第6条第2号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(公文書の開示請求に対する決定等)</p> <p><b>第10条</b> 実施機関は、第8条第1項の規定により請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して15日以内に次の各号のいずれかの決定をしなければならない。ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して<u>15日</u>を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する期間及びその理由を請求者に通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>非開示情報</u>を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p><b>第11条</b> 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して<u>30日</u>以内にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(公文書の開示請求に対する決定等)</p> <p><b>第10条</b> 実施機関は、第8条第1項の規定により請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日の<u>翌日</u>から起算して15日以内に次の各号のいずれかの決定をしなければならない。ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して<u>30日</u>を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する期間及びその理由を請求者に通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>不開示情報</u>を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p><b>第11条</b> 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の<u>翌日</u>から起算して<u>45日</u>以内にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p><b>第13条 略</b></p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が<u>第6条第2号ウ又は同条第3号ア</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第17条第1項第2号及び第18条第1項第3号において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p><u>(費用の負担)</u></p> <p><b>第15条</b> 前条の規定により公文書の開示を受けるもののうち公文書の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(1)・(2) 略 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p><b>第13条 略</b></p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が<u>第6条第1号イに掲げる情報又は同条第3号ただし書に規定する情報(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に限る。)</u>に該当すると認められるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第17条第1項第2号及び第18条第3号において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p><u>(開示請求に係る手数料等)</u></p> <p><b>第15条</b> <u>実施機関に対し開示請求をする者に係る手数料は、徴収しない。</u>ただし、前条の規定により公文書の開示を受ける者で、その写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費</p>

改正前	改正後
<p>(他の制度等との調整)</p> <p><b>第16条</b> この章の規定は、法令等の規定により何人にも公文書が第2条第3項に規定する開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法による<u>公文書の開示については、適用しない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 この章の規定は、<u>佐賀県立図書館その他の県の施設、県が設立した地方独立行政法人の施設又は佐賀県土地開発公社等の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。</u></p> <p>(審査請求があつた場合の手続)</p> <p><b>第17条</b> 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に係る実施機関は、裁決に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、審査請求があつた日から起算して90日以内に、審査会の答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りでない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に裁決を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(諮問した旨等の通知)</p>	<p>用を負担しなければならない。</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p><b>第16条</b> <u>実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(審査請求があつた場合の手続)</p> <p><b>第17条</b> 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に係る実施機関は、裁決に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>前項の規定により諮問をした実施機関は、審査会の答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p>

改正前	改正後
<p><b>第18条</b> <u>諮問実施機関</u>は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。<u>以下この項及び次条第2号において同じ。</u>）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>2 諮問実施機関は、前条第2項に定める期間内に裁決を行うことができないときは、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決を行うことができない理由及び裁決を行う時期を通知しなければならない。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p><b>第26条</b> 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。</p>	<p><b>第18条</b> <u>諮問をした実施機関</u>は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。<u>次号及び第3号並びに次条第2号において同じ。</u>）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(適用除外)</p> <p><b>第26条</b> 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物<u>その他法令の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定の適用が除外されているもの</u>については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p><u>2 佐賀県立図書館その他の県の施設、県が設立した地方独立行政法人の施設又は佐賀県土地開発公社等の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、第2章の規定は、適用しない。</u></p>

（佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

**第2条** 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県情報公開・個人情報</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県情報公開・個人情報</p>

改正前	改正後
<p>保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）<u>第17条</u>の規定による諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(2) <u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第6条第2項第3号、第7条第2項第3号及び第3項第8号、第8条第2項第9号並びに第9条第2項第3号の規定により、実施機関に意見を述べること。</u></p> <p>(3) <u>佐賀県個人情報保護条例第30条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>情報公開制度及び個人情報保護制度</u>に関する重要な事項を調査審議すること。 （審査会の調査権限）</p> <p><b>第8条</b> 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問した実施機関</u>（以下「<u>諮問実施機関</u>」という。）に対し、開示請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の提示を求めることができない。</p> <p>2 <u>諮問実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項、第11</p>	<p>保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）<u>第17条第1項</u>の規定による諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。</u></p> <p>(3) <u>佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）第8条第3項の規定による諮問に応じ、意見を述べること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 情報公開制度に関する重要な事項を調査審議すること。  （審査会の調査権限）</p> <p><b>第8条</b> 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問をした実施機関</u>に対し、開示請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の提示を求めることができない。</p> <p>2 <u>諮問をした実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問をした実施機関</u>に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項、第11</p>

改正前	改正後
<p>条第4項及び第13条において同じ。)又は<u>諮問実施機関</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p><b>第11条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p><b>第12条</b> 審査会の行う第2条第1号から第4号までの規定による調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><b>第13条</b> 略</p> <p><b>第14条～第16条</b> 略</p>	<p>条第4項及び第13条において同じ。)又は<u>諮問をした実施機関</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p><b>第11条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける者に係る手数料は、<u>徴収しない。ただし、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p><b>第12条</b> 審査会の行う第2条第1号、<u>第2号及び第4号</u>の規定による調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><b>第13条</b> 略</p> <p><u>(他の法令等との調整)</u></p> <p><b>第14条</b> <u>個人情報保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手続については、第8条第4項、第9条から第11条まで及び第13条の規定にかかわらず、同法、行政不服審査法、佐賀県行政不服審査法施行条例(平成27年佐賀県条例第41号。第2条の規定に限る。)の規定による。</u></p> <p><b>第15条～第17条</b> 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(佐賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の佐賀県情報公開条例第5条の規定による開示の請求が行われた場合における公文書の開示については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の第1条の規定による改正前の佐賀県情報公開条例の規定による開示決定等若しくは開示請求に係る不作為又は前項の規定により行われた開示決定等に係る審査請求については、なお従前の例による。  
(佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第2条の規定による改正前の佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定により佐賀県情報公開・個人情報保護審査会が行う事務については、なお従前の例による。  
(佐賀県政務活動費の交付に関する条例の一部改正)
- 5 佐賀県政務活動費の交付に関する条例(平成13年佐賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書及び領収書等の写しに記載されている情報のうち、佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)第6条の<u>非開示情報</u>を除き、閲覧に供するものとする。</p>	<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書及び領収書等の写しに記載されている情報のうち、佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)第6条の<u>不開示情報</u>を除き、閲覧に供するものとする。</p>